

マイナンバー(共通番号)違憲訴訟 @ 神奈川

控訴審第1回期日のご案内



★2021年3月8日(月) 11時 開廷

★東京高等裁判所 1階101号法廷

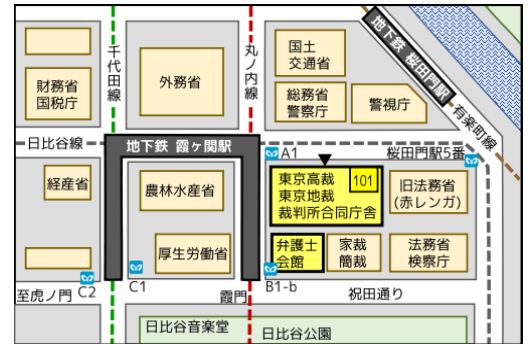
★集合：10時 (裁判所前)

◎控訴審のスタートなので入廷行動を行います。横浜地方裁判

所でも行ったように横断幕を広げてアピールします。

◎その後、傍聴抽選整理券交付に並びます。

★報告集会(裁判終了後) 弁護士会館502号DEF



傍聴支援のお願い

2019年9月26日の不当判決を受け、原告179人で東京高裁に控訴後、初めての期日となります。

違憲訴訟は2016年3月24日、本人の同意なく個人情報収集・利用されるマイナンバー制度は憲法13条の自己情報コントロール権を侵害するとして原告230人で横浜地裁に提訴しました。

私たちは3年に渡り、数々の情報漏えいの事例をあげ制度の欠陥を指摘し、プライバシーが保護されない制度は憲法13条に反すると主張してきましたが、被告・国は一度も弁論に立つことはありませんでした。

判決は「国民の信頼を得る制度に改善していくことが求められるが、制度それ自体がプライバシー権を侵害するものではない。」として棄却されました。

近年、情報漏えいによるプライバシー侵害への懸念が高まっており、プライバシーを人権として確立させることが求められています。

菅政権はデジタル化の推進を打ち出しており、その基盤システムとしてマイナンバーカードを活用すると述べています。来年3月から始まる健康保険証への利用だけでなく運転免許証ほか各種免許証やスマホとの一体化も検討しています。「税と社会保障、災害」対策が目的だったマイナンバー制度は姿・形をかえて大きく変貌しています。

今国会の予算委員会で、2018年に発覚した日本年金機構による業務再委託においてマイナンバーが流出した疑いがあることが指摘されています。

こうしたことからプライバシーを守るための違憲訴訟はとても重要になっていると思います。プライバシーを国家がどのように保障するべきか、神奈川訴訟が論点の核とする「個人と国家」の関係を問い続けていかなければならないと思います。控訴審で「自己情報コントロール権」を人権として認めさせる判決を勝ち取りたいと思います。

◆マイナンバー(共通番号)違憲訴訟とは？

本人同意のない個人情報の収集・利用は憲法13条が保証するプライバシー権の侵害にあたるとして、2016年3月24日、国を相手に201人で提訴しました。9月2次提訴1で9人、2017年12月3次提訴で10人が加わり総勢230人の大原告団です。2019年9月26日の不当判決を受け控訴しました。

◆私たちが求めているのは

- (1)制度運用の差し止め (番号の収集・利用・提供・保存)
- (2)個人番号の削除
- (3)損害賠償 (一人あたり11万円)



連絡先: マイナンバー(共通番号) 違憲訴訟神奈川 原告団・弁護団

080-5052-0270(宮崎)

<http://nomynumber-kanagawa.blogspot.jp/>